

測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託申請書

国土地理院長 殿

原則として一地方公共団体あたり一登録となるよう、内部でのとりまとめをお願いします。

所在地 〇〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇〇〇

地理院での事務処理に日数が必要なため、申請日より後ろの日付を記載ください。または、「国土地理院が委託を承認した日」と記載ください。

測量計画機関

測量法第 4 条第 2 項の規定に基づく公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託を下記のとおり申請します。

記

申請日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して最短 1 年、最長は 10 年の期間となります。令和 5 年度中の申請の場合は令和 16 年 3 月 31 日までです。

1. 委託を求める期間

国土地理院が委託を承認した日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

2. 担当部署名、担当者名及び連絡先等

① 担当部署名 〇〇〇〇〇〇

② 担当者名 〇〇〇〇〇〇

③ E-mail アドレス 〇〇〇〇〇〇

グループアドレスを推奨いたします。

④ 測量計画機関が受理するファイル形式 (PDF・XML・FAX)

⑤ 測量成果種別 〇〇〇〇〇〇

⑥ 連絡先電話番号 〇〇〇〇〇〇

国土地理院からメールで送付する申請書のファイル形式です。1つ選択ください。PDF形式を推奨いたします。

3. 同意事項

① 国土地理院長は、複製又は使用承認申請書又は使用承認申請書（以下「承認申請書」といいます。）を受理するに当たっては、申請書に記載の測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託を適切に行うものとする。

対象となる公共測量成果の種別
当該の測量成果が公共測量として登録されているかは下記 URL で確認出来ます。
https://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx
記載例)
・すべての紙地図成果、デジタル地図、空中写真、デジタルオルソ、航空レーザ測量成果、基準点成果
・平成〇年以降の基準点測量成果

② 国土地理院長は、複製又は使用承認申請書の受理に関する事務を適切に行うものとする。

③ 測量計画機関は、複製又は使用承認申請書の受理に関する事務を適切に行うものとする。

④ 国土地理院長は、複製又は使用承認申請書の受理に関する事務を適切に行うものとする。

⑤ 電磁的方法により承認申請書を受理する場合の承認申請書の様式は、国土地理院長が定める。

⑥ 電磁的方法により承認申請書を受理する場合の承認申請書の様式は、国土地理院長が定める。

⑦ 電磁的方法により承認申請書を受理する場合の承認申請書の様式は、国土地理院長が定める。

⑧ 電磁的方法により承認申請書を受理する場合の承認申請書の様式は、国土地理院長が定める。

⑨ 電磁的方法により承認申請書を受理する場合の承認申請書の様式は、国土地理院長が定める。